

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

概要

一、この時期には、失業が高水準を持続するなど、雇用情勢が悪く、その背景としては低成長のほか、技術革新や構造変化があるとみなされた。そこで、これらを考慮した雇用対策を中心とする労働政策が打ち出された。

一、最近の経済状況を考慮した、経済計画の策定作業が開始されたが、中曽根内閣が積極的ではなかったこともあり、この期間中には結実せず、中期的な政策目標は計数として明確化されなかった。

一、労働政策を裏付ける八三年度労働省予算は、マイナス・シーリングのもとで概算要求がなされ、結局政府案で、特別会計を含め五・二%増にとどまった。

一、予算および国会における労働大臣の所信表明では、高齢化社会の進展、MEを中心とする技術革新の影響を考慮しつつ、当面の政策の重点は雇用失業対策に重点をおいたものとなった。

一、「労働白書」も、一九八二年の経過および長期構造的な問題として、失業問題を取り扱った。失業増大の理由として構造的な需給のアンバランスがあること、また、欧米諸国に比較して有利な状況も、将来的には楽観できないことを指摘した。

一、「高齢化社会問題研究会」の「高齢化社会の雇用と生活」が八二年一〇月に発表された。この報告は、六〇歳台前半の雇用を政策対象とし、新しい型の雇用を創出することを提唱した。また、この年代層について労働者の自助、企業の施策を軸とし、政府が援助して問題解決を図ろうとしている。

一、労働環境と労働条件等の改善に関しては、「第六次労働災害防止計画」が策定されたこと、そのなかで謳われていた産業ロボットに関わる安全規制が労働安全衛生規則として定められたことが目立った。そのほか以前から問題とされていた、パートタイマーの労働条件の明確化のため、「雇入通知書」が、行政指導により導入されることになった。また、一一年余にわたった行政指導が実って金融機関の月一回土曜閉店が八三年八月より実施の運びとなった。

一、雇用対策と関連して、不況業種・地域雇用安定法(略称)が成立した。

一、労使関係の分野では、産労懇の場で三者トップレベルの話し合いがつつづけられ、公務員の労働基本権問題も話題となった。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
